

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	守富地区 (榎津、木原、平原、南田尻、田尻、西田尻、古閑、志々水、清藤、廻江、新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

守富地区は熊本平野の南部に位置し、水田では水稲・小麦・大豆といった土地利用型作物が中心に栽培されているほか、施設野菜、花き、露地野菜などの作付も行われている。近年は、猪や鴨などによる農作物への鳥獣被害が相次いでおり、その対策が喫緊の課題となっている。また、担い手については認定農業者や営農組合等が確保されているものの、10年後には担い手の減少が懸念されている。

【地域の基礎的データ】

主な担い手:約50人(うち50歳代以下14人)、組織経営体:5営農組合

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、水稲・小麦・大豆を主とした農業が展開されており、優良農地が広がっている。これらの農業を維持・継続し、さらには拡大していくため、地域内の認定農業者や営農組合を中心に農地の集積・集約を進めるとともに、新品種の導入等を図りながら、経営の効率化・安定化および所得向上を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	430.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	430.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びそこに隣接した農業上の利用が行われてる農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
施設野菜等の団地化は早急には困難であるが、土地利用型作物においては、効率的な耕作が行えるよう、更なる農地の集積・集約を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。□
(3)基盤整備事業への取組方針
農業農村整備事業等の整備や保全を進めるため、担い手等の要望に応じて地域の現状等を勘案しつつ、農業農村整備事業等の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関・団体と連携を図りつつ、地区内の多様な経営体が農業経営を展開できるよう、営農組合及び他の担い手とともにサポートをしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大豆の刈取りや米・麦のドローン等による一斉消毒等、JAやサービス事業者等の農作業委託を効率的に活用し、省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①市や猟友会と連携し、鳥獣被害の防止に努める。
- ③営農組合や大規模農家の方にはスマート農業を推進
- ⑦農業を継続されている方(兼業農家等)には、刈り取りや防除などの作業をサービス事業者に委託するなど、省力化を図りながら、農業を長く続けていただき、農地の維持・継続を図る。